

令和 8 年第1回定例会代表質問会議録（中島章二）

2026年3月5日(木)13:20~14:30

○8番（中島章二） [登壇]

通告に基づき市民クラブを代表して代表質問を行います。

質問は令和8年度市政執行の方針と予算案について、日田市教育大綱について、特別な支援、配慮が必要な児童生徒への対応についての3項目を行います。

まず、1項目めの令和8年度市政執行の方針と予算案についてから4項目について質問いたします。

最初に、令和8年度の大きな新規事業、こども総合部の新設について伺います。

複雑、複合化した困りや困難に対してこれまでの縦割り組織では対応が不十分となるケースがあること、そして今後も各課、各係だけでは対応が難しい相談に対応するためには部局を超えて対応することができる機能を持った場の必要性を申し上げてきたところです。今回のこども総合部新設について大きな期待をしているところでございます。

そこで新設の部となることから改めて伺います。このこども総合部が担う業務について子供を真ん中に置いた包括的な相談支援体制を実現するために必要と考えている業務内容について伺います。併せて、人員配置について、相談支援体制を構築するための専門職員の必要性と配置についてどのように考えているのか、お答えください。

次に重層的支援体制構築について。

令和7年度まで重層的支援体制整備移行準備事業として支援体制の実施、検討を行ってきていますが、これまでの取組を経て、どのような方向性の下、体制整備に取り組むのか、お答えください。また、令和7年度はどのような取組を実施したのか、具体的な取組の内容を伺います。

次に地域医療の充実への取組について伺います。

市政執行の方針にある市民にとって安全で質の高い医療を受けることができる体制を維持していくために西部医療圏唯一の地域中核病院である済生会日田病院が将来にわたって医療を提供していくために必要な支援についてどのように考えているのか、伺います。

次に旧郡部振興の取組について伺います。

人口減少や高齢化が市内でも特に著しく進む旧郡部において住民が安心して住み続けることができる地域をつくるため市長直属の旧郡部の振興に向けたプロジェクトチームがつくられていますが、どのような取組をしてきたのか、また次のフェー

ズをどのように考えているのか、伺います。

次に、大きく2項目め、日田市教育大綱について伺います。

平成26年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、教育の中立性、継続性、安定性を確保しつつ地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会の連携の強化、地方に対する国の関与の見直しを図ることなどを目的として教育委員会制度が見直されています。この制度において地方公共団体の長は教育大綱を定めることが義務づけられました。

教育大綱は地域住民の意向により一層の繁栄と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図るため教育総合会議の場において教育委員会と協議して定めるもので教育の目標や施策の根本的な方針となるものです。これまでの日田市教育大綱は令和4年度から9年度までの実施期間とされていましたが、今回、予定よりも早く教育大綱を変えています。教育大綱が大きく変わるということは本市の教育が変化することにつながると考えますが、現在において教育を変える必要性があるのか、伺います。

次に新しい教育大綱の基本理念「Take Action for the Future 学び、考え、行動する 未来の社会を創るのはわたしたち」とは具体的にどのような考え方なのか、お答えください。教育大綱を変えるということは日田市教育行政実施方針も大綱の理念を含んだものとなると考えますが、教育大綱に沿ったこれからの日田市教育行政実施方針の考え方をお聞かせください。そして、具体的にはどのような施策、取組を考えているのか、伺います。

最後に、3項目め、特別な支援、配慮が必要な児童生徒への対応について伺います。

まず、増加傾向にある学校に行くことを選択しない不登校児童生徒を支援する取組についてです。

不登校児童生徒等の実態に配慮した特別な教育課程を編成する必要があると認められる場合、特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成することができる特例については平成17年7月から文部科学大臣の指定により行うことが可能となっています。いわゆる学びの多様化学校ですが、この特例校だけではなく今在籍している学校においても一人ひとりに応じた実態に即した配慮が必要だと考えています。

不登校は年間30日以上欠席とされていて増加傾向が続いています。義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会確保等に関する法律成立を機に無理に学校に戻すのではなく子供の社会的自立を第一に考え多様な教育の機会を提供し

ていく方向へ変化しています。

このように教育現場が変化を求められている中、学校に行くことを選択しないいわゆる不登校児童生徒の課題をどのように捉え、児童生徒一人ひとりの実態に応じた解決につなげるための取組についてどのように考えているのか、伺います。

次に小中学校の医療的ケア児支援の取組について質問します。

小中学校に在籍する医療的ケアが必要な児童生徒に対して学校に看護師を派遣して医療的ケアを実施することにより児童生徒の安全な学校生活及び教育活動の確保並びに保護者の負担軽減を図ることを目的にして本市では令和7年度からスタートした小中学校医療的ケア児支援事業に取り組んでいますが、この事業の実績と効果について伺います。

以上で壇上での質問を終え、答弁を聞いて質問席から再質問させていただきます。

○議長（三苦 誠） 市長。

○市長（棕野美智子） [登壇]

私からは8番議員の御質問のうち初めに旧郡部振興の取組についてお答えします。

現在、旧郡部における人口は平成17年の市町村合併当時の約6割となり、高齢化率は5割を超えている状況でございます。また、市長就任前、旧郡部を回った際に「声が届かない」「対応してもらえない」「忘れられているのではないか」といった不安を訴える多くの方々がおられました。こうしたことから私の選挙公約の一つでありました旧郡部の振興の取組を進めていくため令和6年4月に旧郡部の振興に向けたプロジェクトチームを設置いたしました。

このプロジェクトチームは、住民の皆様の届かない声をしっかりと聴、所管を超えて総合的に対応を考え、自分たちの課でできることは何かを前例や既存の体系にとらわれず柔軟な発想で実施していくための仕組みとして市役所内に設置したものでございます。プロジェクトチームのメンバーは、現在、チームリーダーに地域振興課長、サブリーダーに各振興局長の5名、それに福祉や観光、土木、農林業など旧郡部の振興に密接に関わる関係課長10名を加え計16名で構成しているところでございます。

議員御質問のプロジェクトチームのこれまでの取組でございますが、設置から現在に至るまで計12回のプロジェクトチーム会議を開催してまいりました。これまで振興局では地域からの様々な声の把握に努めており、それらについてプロジェクトチーム会議で共有し、関係課長は自分の課でできることは何かという観点から議論し地域課題の解決や振興策などについて検討を行ってまいりました。その検討において具体的な施策や方向性が決まった取組については旧郡部の振興支援事業をはじめとした旧郡部の振興に向けたプロジェクトチーム関連事業として令和7年度か

ら当初予算への計上を行い、現在、地域課題の解決や振興策に向けた様々な取組を進めているところでございます。

次にプロジェクトチームの取組における次のフェーズの考え方についてでございます。

これまでは、どちらかといえば、主に地域からの困り事の声に対し、その解決策について議論を行いながら具体的な取組につなげてきたものでございますが、旧郡部それぞれの地域において特色のある農林業、自然を生かした様々な観光資源などが存在します。今後は、これまで取り組んでまいりました地域からの困り事への対応に加え、こうした農林業や観光分野などにおける効果的な振興策を提案し、地域の皆様と一緒に検討し、取り組んでまいりたいと考えております。これまでの困り事への対応を主とした取組から一步進み、地域が持つ魅力や資源を積極的に生かした前向きな振興策の展開を目指したいと考えており、具体的な振興策につきましては令和8年度からのプロジェクトチームにおいて課題の抽出や取組内容等について検討を進めてまいりたいと考えております。

次に日田市教育大綱の基本理念についてお答えします。

まず、なぜ今教育を変える必要があるのかについてでございますが、今、子供たちを取り巻く社会は人口減少、AIをはじめとするデジタル化の急速な進展、グローバル化などにより大きく変化しております。そして、子供たちが生きていくこれからの社会の変化はもっと大きく私たちの予想をはるかに超えていくと思われる。そのような中で子供たちに求められるものは、自ら問いを立て情報を収集し、多様な仲間と協働して答えを見つけ、新しい何かをつくり出し、社会をよりよい方向に変えていく力であると考えています。

そんな力を子供たちが得るためには画一的な一斉授業を中心とした学習方法を見直していく必要があります。また、子供たちはそれぞれが多様な才能、資質を持っており、それをいかにして伸ばしていくのかなど一人ひとりが持つ長所や強みに着目し可能性を引き出すという視点も必要です。このようなことからこれまでの教育を変えていく必要性を感じ、今回、日田市の子供たちの教育の方向性を定める教育大綱を見直したところでございます。

次に基本理念「Take Action for the Future 学び、考え、行動する 未来の社会を創るのはわたしたち」とは何かについてでございます。

今回、大綱を見直すに当たり基本理念はイメージしやすく前向きな表現としてのフレーズを使いたいと考えたところでございます。未来や前に進む気持ち、また教育を受ける当事者である子供たち、そして私たち大人を含めた市民の皆様にも当事

者になっていただき、行動しよう、変えていこう、そして社会をつくっていこうという思いを込めて「Take Action for the Future 学び、考え、行動する 未来の社会を創るのはわたしたち」としたところでございます。

以上、私から御答弁を申し上げ、その他につきましては担当部長から御答弁申し上げますのでよろしくお願いいたします。

○議長（三苫 誠） 総務企画部長。

○総務企画部長（宮崎和昭） [登壇]

私からは8番議員御質問の令和8年度市政執行の方針と予算案のうちこども総合部の業務内容及びこども総合部の人員配置についてお答えいたします。

本市におきましては、令和3年4月にこども家庭相談室を設置し、子ども家庭総合支援拠点が担うこととなる児童福祉業務と子育て世代包括支援センターが担うこととなる母子保健業務に関する機能を一体化することで妊娠期から子育て期にわたる幅広い相談に対応しております。しかしながら、これまでの体制では福祉分野と教育分野の連携が求められる取組の一部について改善すべき課題があるとの認識から組織の創設を含む体制の整備に着手したところでございます。

具体的な課題としましては、学校現場が把握する情報を福祉分野が受け取りにくい状況があること、福祉分野で把握している家庭の情報などが教育分野に届きにくい状況にあることなど組織の編成上の都合により子供や家庭の困り事に対して適切な支援につなぐまでに時間を要するケースなども生じておりました。

また、子供の背景には家庭環境に起因する心理的ストレスや発達障がいなど複雑で多様な課題が存在しており、学校の対応のみでは解決が困難なケースなどが増加する傾向にあったことも要因の一つとして捉えております。さらに既存の事業では適切なつなぎ先がなく新たな事業が必要な場合に福祉、保健、教育のいずれかの分野で対応することがより適切で効果的であるかなどの企画、調整も十分とは言えない状況となっております。

こうした課題を解決するためには、子供を真ん中に、子供、若者の声を大切に、福祉、保健、教育などの組織、所管を超えた包括的な相談支援体制の下、妊娠、出産期からの各ライフステージを通じて分野を超えた切れ目のない総合的な支援の実施、政策の企画、立案に取り組む必要がありますことからこども総合部を創設することとしたものでございます。

御質問のありましたこども総合部の業務内容につきましては、まず障がいのこと、学校のこと、経済的な支援に関することなど制度や事業の所管を問わず子供に関するあらゆる相談が一つの窓口で対応可能な組織として機能するものとなります。相

談窓口では抱える困りの内容に応じてパッケージでオーダーメイド型の支援を提案することとしており、制度の谷間に陥らない支援につながるものと考えております。

このほか医療機関、児童相談所、児童家庭支援センター、相談支援事業所などの関係機関と連携し適切な支援へつなぐ仕組みを構築するなどこども総合部が関係機関のネットワークの中でハブ的機能としての役割を担っていくものと考えております。

これまで課題となっておりました学校現場と福祉分野における情報の共有につきましては情報の一元化を進めることにより福祉分野が保有する就学前の母子保健に関する情報を小学校入学時に橋渡しすることで就学後の安定した伴走支援につなげることが可能になるものと考えており、一方で学校が行う教育的な支援では対応が困難なケースであっても情報の一元化により早期に福祉分野の支援につなげることができるようになりますことから各ライフステージごとの接続も意識した適切な支援が実施できるものと考えております。

このほか新たな機能として学校現場等への積極的な関与、アウトリーチの観点から学校等への巡回相談を行うこととしております。これにより学校現場での気づきが早期支援につながるるとともに潜在化しているケースの把握も可能になるものと考えております。その上でこれらの総合相談、支援を実施する中で新たな支援事業の必要性が迅速かつ的確に把握され、福祉、保健、教育の分野を超えた総合調整を経ることでより適切で効果的な新たな施策の企画、立案につながるものと考えております。

次にこども総合部の人員配置についてでございます。

子供を巡る様々な問題や困り事が複雑化、複合化している現状を踏まえて創設するこども総合部となりますことからこれまでこども家庭相談室に配置しておりました保健師や相談員に加え多角的な視点として新たに公認心理師や社会福祉士を配置するほか教育相談員の拡充なども行うこととしております。また、子供や若者の実態や課題に対応するため知見や実践経験を持つ有識者をスーパーバイザーとして配置しケースの分析や方向性について示唆していただくほか、各相談員のスキル向上の観点から、スポット対応とはなりますが、職員の研修にも対応していただくこととしております。これらの人員を配置する必要がありますことから創設するこども総合部は事務職員を含めて30名を超える組織としてスタートする見込みでございます。

私からは以上でございます。

○議長（三苦 誠） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（河野健資） [登壇]

私からは令和8年度市政執行の方針と予算案のうち重層的支援体制の構築への取組及び地域医療充実への取組の2点についてお答えをいたします。

まず、1点目の重層的支援体制の構築への取組についてお答えいたします。

近年、少子高齢化や人口減少、地域社会の脆弱化など社会構造が大きく変化する中、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしているよう、地域住民などが支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていくことのできる地域共生社会の実現が求められております。この地域共生社会の実現に向けて令和2年の社会福祉法の改正により世代や属性を問わない包括的な相談支援、社会とのつながりをつくるための参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されたところでございます。

本市におきましては令和5年度より移行準備事業に着手し、国、県主催の研修会等への参加、先進自治体の視察、庁内研修の実施などの準備を進めており、来年度から本格実施をすることとしております。

また、昨年度策定した第4期日田市地域福祉計画におきましては、本市の目指す地域共生社会の姿として「地域住民一人ひとりが主役の支え合いのまちづくり」を基本理念に「住民一人ひとりが地域に「自分ごと」として関わり、地域を支える“人づくり”」「地域のつながりや支え合いの関係が生まれ、地域の力を向上させるための“地域づくり”」「様々な生きづらさを抱えた方が、包括的に人や地域に“つながる仕組みづくり”」の3つを基本目標として掲げ、重層的支援体制整備事業を活用しながら取組を進めていくこととしております。

こうした中、現在、3年間の移行準備事業の最終年度として包括的な相談支援体制の構築に向けた多機関協働事業に取り組んでおります。本事業は社会福祉協議会の委託という形を取っておりますが、実質的には事業を所管する福祉総務課と社会福祉協議会との協働で進めているものでございます。

この多機関協働事業は、例えば長期間ひきこもりの状態にある50代前後の子を80代前後の高齢の親が養い続け将来に対する不安を抱えるいわゆる8050問題のようにひきこもり、介護、生活困窮など様々な課題が複雑化、複合化したケースで既存の包括支援センターなどの各相談支援機関だけでは対応が難しい場合に新たに支援の司令塔となり福祉総務課と社会福祉協議会が共同で設置する多機関協働機関において支援の方向性を決定した上で各支援機関の役割分担を調整し各支援機関がチーム一丸となって支援を進めていくものでございます。

具体的な支援につながるまでの流れを申し上げますと、例えば80歳代の高齢者夫婦、50歳代の娘世帯のケースで、50歳代の娘さんは障がいがあり仕事をしていません。80歳代の夫は5年前から介護が必要な状態になっているんですけど

も、介護サービスの利用を拒否しており、妻が常時介護をしている。世帯の収入は高齢者夫婦の年金のみでなかなか生活も苦しい。こういったケースで、80代の妻、奥さんから地域の包括支援センターに相談があった場合に地域包括支援センターでは介護分野以外の相談も含めてまず受け止めます。

次に、包括支援センターで関係の支援機関に相談するものなかなか調整が困難な場合にそういったケースを多機関協働機関に相談し、ケースを持ち込む。次に、多機関協働機関では各支援機関が招集した支援調整会議というものを開催し、支援の方向性、各支援機関の役割分担を決定した後、支援プランを策定し、このプランを基に各支援機関がチーム一丸となった支援が開始されるといった流れを想定しております。

このように、多機関協働事業の実施に当たりましては各分野の相談支援機関との連携が必要不可欠となりますため、本年度から、本格実施に向け実際のイメージを可視化してもらうために、昨年12月中旬、庁内関係各課をはじめ各分野の相談支援事業者等にも参加を頂き模擬の支援会議を開催したところでございます。

この模擬支援会議では、架空のケースで障がいのある子供がいる母子世帯で家賃を滞納しているようなケースを想定いたしまして市と社会福祉協議会が協働して多機関協働機関の役割を担い関係する支援者間で支援方針について協議し支援の方向性を検討するという一連の流れを再現したもので、終了後、スーパーバイザーとして参加を頂きました大分大学の学識者の方から講評やアドバイスなどを頂いたところです。

本市としましては、介護、障がい、生活困窮などの分野について、制度や所管の枠組みを超えて複雑化、複合化した課題に対応する包括的な支援体制の構築に当たっては、特に各支援機関との役割分担や総合調整を行う多機関協働を実施する上で、社会福祉法上、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置づけられている社会福祉協議会は、その名前のおり民間団体のネットワークを形成し、その力を結集する中核的な役割を担っていただくものと考えております。今後も引き続き包括的な支援体制の構築に向け社会福祉協議会とのパートナーシップを大切にしながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目、地域医療の充実への取組についてお答えします。

済生会日田病院につきましては、西部医療圏唯一の地域中核病院として二次救急医療、災害拠点医療など多岐にわたる機能を担っていただいております。本市としましてはこれらの機能はいずれも西部医療圏の地域医療を確保する上で必要不可欠なものであると認識しており、これまでも二次救急医療や小児救急の確保を目的とした補助を行ってきたところでございます。一方で、済生会日田病院がこうし

た他の医療機関では担うことが困難な機能を一手に担っていることが結果として現在の厳しい経営状況につながっているものと考えており、実際に、平成28年度以降、新型コロナウイルス感染症対策の補助を受けていた期間を除き赤字経営が続いている状況であることを確認しております。

こうした状況を踏まえ、済生会日田病院におきましては、昨年3月、経営改善会議を設置し、西部医療圏の公的医療機関として果たすべき機能を精査しつつ持続可能な経営体制を検討するため医療経営に専門的な知見を有するコンサルタント事業者を活用し診療報酬の算定強化や業務効率化など収支改善に向けた短期的な取組や病床機能や病床数の最適化といった地域医療を取り巻く状況を踏まえた中長期的な取組の整理を行っており、本年3月末に経営改善に向けた最終的な方針を取りまとめる予定と承知しております。

本市といたしましても済生会日田病院の現状の経営分析と今後の改善方策の検討に当たりましては専門的知見の活用が必要であると考えており、本年度予算において経営コンサルタント費用の一部を西部医療圏の構成市町である玖珠町、九重町と共に補助しているところでございます。

また、こうした経営改善会議での議論の状況については県や医師会、済生会日田病院、本市を含む西部医療圏の構成市町が参画する四者協議の場におきまして共有を図りながら併せて済生会日田病院が西部医療圏で果たすべき必要な機能などについても議論を行っております。その中では、西部医療圏における地域中核病院として様々な機能を担っている中、とりわけ二次救急医療などは引き続き確保すべきであるといった意見も示されており、こうした議論も参考にしながら経営改善に向けた最終的な方針が整理されるものと認識しております。その内容を踏まえ、本市といたしましては、これまでの経営改善会議の議論を通じて、済生会日田病院の経営状況が極めて厳しいものであるということは十分承知しております。

今後、3月下旬頃に出される経営改善に向けた最終的な方針を取りまとめる中で改善後の収支見込みも示されることとなっており、また令和8年度には診療報酬の改定も予定されていることから、その改定が経営改善に与える影響も加味しながら市として速やかに具体的な財政支援策の検討に着手し、来年度の可能な限り早い段階で具体的な支援について西部医療圏の構成市町及び西部医療圏の医療確保に責任を持つ県とも協議を進めながら判断してまいりたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（三苦 誠） 教育長。

○教育長（江嶋久典） [登壇]

私からは8番議員の御質問のうちまず日田市教育大綱に関しこれからの日田市教育行政実施方針の考え方についてお答えします。

この方針は教育基本法第17条に基づき政府が定める教育振興基本計画を参酌し日田市の教育振興のための施策に関する基本的な計画を定めたもので、現在、方針案を作成しパブリックコメントを実施しているところでございます。

日田市教育行政実施方針の考え方についてでございますが、市長と教育委員会が地域の教育課題やあるべき姿を共有し同じ方向を向いて教育行政を推進していく必要がございますことから、教育大綱と整合性を図り、より具体的な取組方針を示すものと捉えているところでございます。

次に教育大綱に沿った具体的な施策、取組についてでございます。

今回の大綱の見直しにおいては、市長の答弁にありましたように、基本理念を「Take Action for the Future 学び、考え、行動する 未来の社会を創るのはわたしたち」とし、この理念に基づき3つの基本方針を打ち出しております。

1つ目は学びを変えるという方針です。従来の一斉授業スタイルだけではなく子供たちが自ら学び多様な他者と対話して学び合う学習を充実させてまいります。そのために教師は子供たちの声を聴き可能性を引き出すことを目指してそろえる教育から伸ばす教育へ転換を図ります。具体的には学ぶ楽しさを実感できる授業への改善やデジタル学習基盤の活用、多様な人材を活用した学習機会の充実などでございます。

2つ目は学校を安全で安心な場所にするという方針です。学校は、本来、安全で安心な場所であるはずですが、犯罪や災害から子供たちを守ることを第一に、防災教育や情報モラル教育また日本版DBS活用の徹底などに取り組んでまいります。そして、近年増加傾向にある不登校の子供たちへの対応といたしましては様々な支援を通じ誰一人取り残さず安心して学びを進められるよう取り組みます。

3つ目は「ひた」の子どもを地域とともに育むという方針です。子供たちを育てるのは家庭と学校だけではありません。そのため地域学習や体験学習を通して日田の魅力を学ぶとともにコミュニティ・スクールの推進や部活動の地域展開などを通じ地域と共に子供たちを社会へとつなげていく取組を推進していきたいと考えております。

次に特別な支援、配慮が必要な児童生徒への対応についてお答えします。

初めに不登校児童生徒を支援する取組についてでございます。

文部科学省が実施しました令和6年度問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査によりますと、不登校児童生徒の出現数は12年連続で増加し、過去最

多となっています。日田市におきましても全国と同様に増加傾向が続いておりましたが、令和6年度の173人は前年度の178人と比較して依然高い数値ではありますが、僅かながら減少しました。

令和6年度のデータではございますが、7年ぶりに増加しなかった要因として考えられますことを申し上げますと小中学校での教育相談コーディネーターを中心とした組織的対応が挙げられます。校内対策委員会や個別のケース会議による個別対応の検討、スクールカウンセラーや養護教諭による相談支援、教職員やこころの相談員、登校支援員による登校支援や別室での学習や相談支援を行うなど各学校が児童生徒の対応を行うための体制づくりを積極的に進めてきたことによるものと考えております。

その他、不登校児童生徒を支援する取組としましては教育センターを含む学校外の関係機関等との連携が挙げられます。教育センターでは、やまびこ学級の支援に加えて1人1台タブレット端末を活用したオンラインによる学習、相談支援を行ってまいりました。県との連携では、スタディサポートクラブでの学習支援、自宅でのICTを活用した家庭学習支援、関係機関等との連携では市内フリースクールにおける教育支援や不登校を考える親の会との連携など学校外の支援の場が少しずつ広がってきたことも成果の一つではないかと考えているところです。

これらの取組によって学校や学校以外の機関等で相談や支援等を受けていない日田市の児童生徒の割合は令和6年度は10.4%となり、前年度の37.6%と比較して減少しています。これまでつながりを持てなかった児童生徒が徐々につながる場を見つけられるケースが増えてきたことで少しずつ取組の成果が現れてきたと捉えております。しかしながら、児童生徒が学校や学校以外での相談や支援につながるケースが増えてきたとはいえ学校外の学びの機会の提供は十分ではないと思っております。したがって、いわゆる不登校に関しましてはこども総合部と共に児童生徒の居場所の選択肢を広げる取組を進めながら学びの機会の確保につなげてまいりたいと考えております。

次に小中学校の医療的ケア児支援の取組についてお答えします。

平成28年に障がい者の権利、利益を侵害することとならないよう性別、年齢及び障がいの状況に応じて社会的障壁を除去することを目的とした障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行されたことを受け、現在、市内小中学校では児童生徒一人ひとりの障がいの状況や教育的ニーズに応じた合理的配慮を提供いたしております。

また、令和3年には医療的ケア児が医療的ケアを必要としない児童と一緒に教育を受けられるように配慮しつつ教育に係る支援が適切に行われるようにするために

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行されました。市教委では、これらの国の動きを受け、医療的ケア児の教育機会の確保と充実を図り教育と医療相互の専門性を発揮して児童生徒の成長や発達を最大限に促すという方針の下、令和7年度より日田市立小中学校医療的ケア児支援事業を開始したところでございます。

本事業では市内の小中学校で日常的に医療的ケアが必要な児童生徒に対して在籍する小中学校に看護師を派遣して人工呼吸器管理、たんの吸引、経管栄養、導尿、その他看護師が学校において児童生徒に医療的行為を行うことに支障がないと主治医が認めた医療行為について主治医の指示書に基づいて安全性を十分に考慮した上で実施しております。

医療的ケアの実施に当たっては、保護者の申請を受けた後、市教委、学校関係者、看護師等が出席する医療的ケア検討会議において主治医の指示書に基づき学校の状況及び看護師、関係機関等の意見を総合的に判断して決定しております。

今年度より開始しました本事業の実績や効果としましては医療的ケアを実施するためにこれまで学校を欠席や早退して通院していた児童生徒が学校で看護師から医療行為を受けられる体制を整えたことにより児童生徒の学習機会や他の児童生徒と過ごす時間を確保することができるようになったことが挙げられます。また、学校や保護者からは看護師等の医療関係者との連携により看護師が医療的ケアを行うだけでなく家庭生活や学校生活で児童生徒に必要な配慮等について助言を得ることができるようになったとの声が寄せられております。

一方で、課題としましては、本事業は市内の訪問看護事業所に委託しており、医療的ケアの必要な児童生徒が増加した場合などを含め持続可能な支援体制を整えるためには専門性の高い看護師等の人材確保が必要であるとともに限られた人材の有効活用も重要であると捉えております。市教委としましては、継続して支援体制を整えていくため委託先の訪問看護事業所と連携しながら看護師等の人材確保に努めてまいります。

また、限られた看護師等の人材を有効に活用していくため関係機関や福祉部局との連携や新たに設置されるこども総合部の情報共有のためのシステムを活用するなどして就学前の早い段階から医療的ケアが必要な児童生徒の実態やニーズを把握して適切に看護師等を派遣できる体制を整えていかなければならないと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（三苦 誠） 8番 中島議員。

○8番（中島章二） それでは、再質問に移らせていただきます。

まず、こども総合部に関して再質問させてください。

こども総合部の今後の充実、強化の取組ということで、先ほど壇上でも総合部の人員等をしっかりと聞かせていただいたところですが、これから必要となってくる充実、強化の取組について、前回、私が質問しましたこども総合部設置後の相談から支援につなげる充実、強化の取組について現時点でどのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（三苫 誠） 総務企画部長。

○総務企画部長（宮崎和昭） 設置後の充実、強化の方向性についてお答えをさせていただきます。

こども総合部の運営に当たりましては、公認心理師、社会福祉士、保健師、保育士等の専門職や家庭相談員、教育相談員等を配置しながら相談体制の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。しかしながら、専門職の確保については全国的にも人員が不足する状態となっておりますことから4月の1日時点では全てのスタッフをそろえることは困難というふうに考えております。したがって、4月1日以降でありましても必要な人材につきましても随時補充をしながら体制の強化に努めてまいりたいと考えておりますし、人員が不足する期間につきましても、関連機関と調整をしながら、また関連機関の支援を頂戴しながら機能の充実に努めてまいりたいと考えております。

○議長（三苫 誠） 8番 中島議員。

○8番（中島章二） 今の点ですけど、先ほどスタッフ30名以上の部になるということでお答えいただいたところですけど、非常に大きな課題が待っているんじゃないかと思っています。一人ひとりの困りも違ってくるということで、それに対して支援充実のためには、先ほどスポットで研修等とかいうことがありましたけど、本当、その人その人に対しての支援体制づくりというのが必要かと思っています。そういったことも含めて、今スタートした時点の人員体制、それから相談体制からさらに充実していく必要があるんじゃないかと私は考えていますのでそういった部分で今どのような考えがあるのかということをお聞きしたいんですが、御答弁いただけますでしょうか。

○議長（三苫 誠） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（河野健資） 議員御指摘のようにまさにそのとおりでして、この組織が新たに4月に創設しても、その後、事業の実施状況とかP D C Aの仕組みをしっかりと回して検証していかなくちゃいけないというふうに我々は考えております。例えば、来年度からの新たな取組で学校への定期的な相談訪問という事業を考えております。そうした中で、ある程度、学校の、今、総務部長からも御答弁させていた

いただきましたとおり、課題がなかなか届きにくいといったところもいろいろ届いてくるかと思しますので、そういった実態や課題が十分上がってくる中でいろいろ見えてこなかった部分という部分の対応もあるかと思しますのでそうした点も含めてしっかりPDCAを回して組織の体制についても整えてまいりたいと考えております。

○議長（三苦 誠） 8番 中島議員。

○8番（中島章二） 例として挙げていただきました学校に職員を訪問してということで、課題等を発見していくということ、相談等を頂くということですが、これについても、私たちが、以前、教育福祉委員会で長野県のほうに視察に行ったときにも、職員が各学校を回っている、高等学校にも回っているということでお話をお聞きしてきました。こういったことも日田市に取り込んでいただきたいということも申し上げてきているところですが、今回、改めて取り組んでいただけるということですが、実際、学校に行って話をしていくスタッフ、職員、専門的な支援をする方か分かりませんが、それもある程度のスキルを持った方じゃないと、事務の考えで学校に入り込んでも、なかなか実際は相談が受けにくい、発見できにくいんじゃないかと思っています。

そういったところも含めて、今、スタートしますが、スタート時点で足りていない人材をしっかりとそろえていく、人材を配置していくということを念頭に置いておかないとスタートしたけど何も動かないことも総合部ということになりかねないと思っていますので、その点について私は心配しなくていいか、ちょっと確認で御答弁いただきたいと思います。

○議長（三苦 誠） 総務企画部長。

○総務企画部長（宮崎和昭） 御指摘ありがとうございます。我々、新たな取組をスタートさせるに当たって不安が全くないとは言い切れない状況ではございますが、まずは、スタート段階からは、保健師、保育士、心理関係の職員、これは新たに配置される職員になりますけども、こういったものがチームを組みながら各学校を訪問していくことを想定しております。したがって、事務的な処理ではなくてまさに業務について精通した者が巡回相談員であるということはお伝えできるかと思えます。

○議長（三苦 誠） 8番 中島議員。

○8番（中島章二） こども総合部、もう一点、確認させてください。部局ということで各部また課のほうをまたいで対応していくかと思えますけど、そのときに部局をまたいで例えば教育委員会と福祉部局でこういった形で支援体制を構築して動いていくのかということで、教育委員会と首長部局での壁があるというのはどうしても拭えない部分があるかと思っています。そこに何とか対応していくために、視察等

でもいろいろな形でやっている自治体を見てきているかと思えますけど、そういったところで、日田市が現時点で部局を超えて対応できる支援体制、こども総合部ということ、先ほども御説明いただいたんですけど、もう少し分かりやすく御説明いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（三苦 誠） 総務企画部長。

○総務企画部長（宮崎和昭） 連携の在り方、一体化の在り方というふうに我々は捉えております。

まず、第1点にこども総合部が中心になって進める相談機能につきましては市役所の別館の1階に設置をすることとしておりまして同じフロアの中には教育関係の相談機関が多数存在しているということもあります。したがって、子供を中心に相談に来た場合につきましては教育であろうと福祉であろうと同じ建物の中で一体的に相談が受けられるという仕組みを考えております。これは、プロジェクトチームの中の活動としまして、各地、先進地視察のほうを行っております。その大半が1つのフロアで教育と福祉、子供が一体的な取組をしているというところに学んだ結果として進めているものでございます。

このほか、政策的な調整関係につきましては、今回、仮称として検討を始めておりましたのはこども総合局としてスタートしておりますが、全体的な政策形成あるいは調整を行うためには、部としての設置、そして部長級職員による政策間調整が必要であるとの認識からこども総合部として創設をお願いしているものでございます。

○議長（三苦 誠） 8番 中島議員。

○8番（中島章二） 今、こども総合部については市役所内の部分でお話がずっと続いているかと思えますけど、以前からも外部との連携等も必要だということを御答弁も頂いていますし、そこはとても重要な部分だと思います。これについては、これまでも要対協のほうで一緒に対応してきている部分が多々あるかと思っていますので、そういったところも含めて外部との連携、協力体制の構築もしっかりとつくっていただきたいと思っていますけど、この点、福祉保健部長、御答弁いただけますか。

○議長（三苦 誠） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（河野健資） お答え申し上げます。

今回、こども総合部の設置に当たりましては外部の支援機関の方ともいろいろお話を伺いました。障がいの基幹センターであるとか社会福祉協議会、もちろん子育て支援センターの方からもお話を伺いました。共通して言われているのが子育て支援のハブという機能をどこか持ってほしいと。例えば、ケースをどこかの支援

機関につないだらつなぎっ放しというわけではなくてしっかりそこをマネジメントしてグリップしてその子の支援を追いかけられるような支援ができればというふうなお話を受けて、そういったネットワーク機能というか、子育て支援のハブの機能についてもいろいろ具体化に向けて取組を考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（三苦 誠） 8番 中島議員。

○8番（中島章二） こども総合部、スタートしてこれから本当につくり上げていくもの。ここは、まさに、困り、今、実際に困っている御家庭、子供さんがいらっしゃいますのでいち早く対応できるような機能づくり、場づくりを行っていただきたいと思っておりますし、随時変えていく柔軟な部であっていただきたいということを申し添えてこれについて質問を終わらせていただきます。

続きまして、重層的支援に関しまして、今回の予算書を見させていただきますと、多機関協働事業、地域子育て支援拠点事業、子ども家庭総合支援拠点事業、基幹相談支援センター等機能強化事業、地域介護予防活動支援事業、地域包括センター運営事業、生活支援体制整備事業に括弧書きで重層的支援体制整備事業と書かれています。

多機関協働という部分もあるんですけど、これが全部一緒になるのかなという思いがあるんですけど、これ以外の事業また施策も含まれてくると考えていますが、市は重層的支援体制整備についてどのようなお考えを持って進めていくのか、お答えください。

○議長（三苦 誠） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（河野健資） お答え申し上げます。

重層的支援体制整備事業につきましては、先ほど登壇でも申し上げましたとおり、複雑、複合的な課題を抱える地域住民の方への支援に対応するものでございまして、これを予算の仕組みで見ると、予算上、各属性であるとか各分野ごとに縦割りになっていたというふうな状況がございました。その予算上の仕組みを重層的支援体制の分野を超えて対応するという趣旨を踏まえて予算の仕組みについてもこれらの事業を一体的に執行できるように一くくりにした形で重層的支援体制整備交付金としてまとめて交付されるような予算上の仕組みになりました。

つきましては、交付金の対象となる事業については社会福祉法におきまして定められておりますが、今回、上程をさせていただいた令和8年度当初予算においては重層的支援体制整備で対応する事業であることをお示しするために予算書に表記をさせていただいたものです。

重層的支援体制整備事業というものは、地域住民が抱える様々な課題、複雑化、

複合化して、そういったケースに幅広く対応するものでございますので包括的な支援体制を構築した上で市民の様々なお困りに対応するような支援を目指したいというふうに考えております。

○議長（三苦 誠） 8番 中島議員。

○8番（中島章二） こども総合部と同じように重層的支援体制というのは本当に広くわたっていくかと思えます。対応についても非常に多岐にわたってくるのではないかと考えています。こども総合部の支援もそうなんですけど、時間がかかってしまうことが見受けられます。月1回の定例会議でないと対応できないとかというような状況が過去あったり、支援が今必要だという方たちに対しての支援体制ということで必要であればすぐケース会議を開いていくというような状況をしっかりつくった上での事業展開にさせていただきたいと思っているところでございます。

続きまして地域医療の再質問のほうに移らせていただきます。

地域医療の充実についてですが、近年の物価やエネルギー価格の高騰、人件費の増加により医療コストは急激に増大し、患者数の減少と相まって経営を圧迫しています。とりわけ不採算部門を担い地域医療のとりでである公的病院の安定的な医療提供のために必要と考える取組が必要であると市政執行方針にあります。この取組について、県や国、医師会等々、どのような協議調整をしているのか、お伺いします。

○議長（三苦 誠） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（河野健資） お答えを申し上げます。

先ほど答弁でも申し上げましたが、済生会日田病院が設置をしております経営改善会議には病院運営の有識者や市医師会に加え大分県から西部保健所長、西部医療圏の構成市町を代表して日田市長が参加し、病院運営の健全化にとどまらず公的医療機関として果たすべき機能についても議論を行っております。

また、大分県医師会、済生会日田病院、そして本市を含む玖珠町、九重町の西部医療圏の構成市町が参加している四者会議は令和6年度からこれまで計5回開催されておましてこうした経営改善会議の議論の内容についても共有を図っているところでございます。

この四者会議の場において、昨年6月、8月に開催されたものでは西部医療圏における地域医療の課題についても議論を行い、現状、多くの救急患者を受け入れていることを踏まえると今後も二次救急医療体制は維持していくべきといった意見や救急医療体制を含め小児科と婦人科についても現在の体制を維持してもらいたいなどといった御意見も示されているところでございます。

こうした四者協議で議論した内容については今後3月下旬にまとまる済生会日田

病院の経営改善策においても西部地域の意見として参考にしながら取りまとめられるものと承知しております。今後とも関係者ともしっかりと共有、協議を進めながら対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（三苦 誠） 8番 中島議員。

○8番（中島章二） 地域医療の維持ということで考えると、以前も、私、済生会さんのほう、しっかりと継続していただきたいということで申し上げてきたところでございますが、西部医療圏域を考えると非常に周辺部も含めて厳しい状況があるのではないかと考えているところでございます。

そういった部分で、救急医療体制を維持、継続していくために、今回頂いていますが、日田市過疎地域持続的発展計画に医療確保についてドクターヘリの運航を確保しながら第3次救急医療機関と連携強化を図るとありますが、具体的にはどのような取組を行っているのか、お伺いたします。

○議長（三苦 誠） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（河野健資） お答え申し上げます。

ドクターヘリについては、令和6年第1回市議会定例会の教育福祉委員会の委員長報告においても御付言を頂いておりまして県内において福岡県のドクターヘリを活用している中津市、日田市、玖珠町、九重町については負担金を納める必要があります。医療体制の平準化や公平性の観点から県に対して自治体負担の在り方について協議するよう要望しますというふうにされているところでございます。

これを受けまして本市におきましては3次救急医療体制の充実並びに県民に対する県負担の格差是正のため県民のドクターヘリ利用については福岡県のドクターヘリを利用する場合であっても福岡県から財源措置がなされている大分県において費用負担をするように大分県市長会を通じて令和6年の秋季及び令和7年の春季におきまして県に対して要望を行っているところでございます。その後も、随時、県とは協議を行っているところでございますが、県が運航費用を全て負担することに合意するまで今後とも引き続き協議を行ってまいりたいと考えております。

○議長（三苦 誠） 8番 中島議員。

○8番（中島章二） 現時点で県のほうからは方向性というものはまだ出てきていない、または市との協議で方向性が見えていないという状況なのか、確認させてください。

○議長（三苦 誠） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（河野健資） お答え申し上げます。

現時点ではまだ明確な方向性というものは見えていない状況でございます。

○議長（三苦 誠） 8番 中島議員。

○8番（中島章二） これについては早急に対応方をお願いできればと思っているとこ

ろでございますので、今後も県また国のほうとも協議を進めていく経過になるかと思えますけど、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、旧郡部の振興について1つだけ質問させていただきます。

地域ごとに、困りとか将来に期待する考え方、旧郡部で元自治体ですのでそれぞれ考え方が異なっている点があるかと思ひます。具体的にこのような課題をどのように発見し、そして支援策につなげていこうと考えているのか、具体的にお答えいただければと思ひます。

○議長（三苦 誠） 地域振興部長。

○地域振興部長（宮木哲也） 地域の困り事や課題につきましてはそれぞれの地域で異なることは十分に認識しておりましてそれぞれの地域が置かれている状況や地域住民の皆様が将来に期待する考え方は様々だというふうに思ひしております。

具体的な課題発見の手法といたしましては、まずは振興局が地域に最も身近な現場の中核として日頃から地域住民の皆様との対話を重ねながら地域課題を訴える声を拾い上げることが出発点だというふうに考えておりまして、そうした地域からの様々な声をプロジェクトチームの会議で共有して関係課長がそれぞれの専門的な視点からそれぞれの地域の実情に応じた効果的な支援策を検討してきたところでございます。

今後は困り事への対応に加えましてそれぞれの地域が持つ特色や資源を生かした振興策について地域を一番理解している振興局と本町の関係課が縦割りの所管を超えて総合的に連携し地域住民の皆様と意見交換を重ねながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

なお、プロジェクトチームの会議の進め方につきましては、チームメンバー全体の会議に加えまして、テーマを絞り、必要に応じて地域住民なども交えた実務的な作業部会による検討も進めるとともに国の交付金や県の補助金などの活用も視野に入れながら地域の魅力や資源を生かした効果的な振興策の検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（三苦 誠） 8番 中島議員。

○8番（中島章二） 旧郡部という一くくりで捉えられないということを私は常々思っているところでございます。そこそこで困りも違いますし、期待するものも変わってくるであろうと。市の対応として旧郡部という考えで言ひますが、旧市内でもセンター管内等周辺部においては非常に困りが出てきている部分もあるかと思ひますので市の動きとしては周辺部を含めてその地域その地域の困りに対応できるような地域づくりを行っていただきたいと思ひますし、困りだけに対応するものではないということを今日答弁いただきました。これから変えていく、発展させ

ていくという方向性で地域振興を行っていただければと思いますのでよろしくお願
いします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。教育大綱のほうからいかせていた
だきます。

新教育大綱では、「子どもの「今」も「未来」も大切に」として「学びを変える」
「学校を安全で、安心な場所に」「ひた」の子どもの地域とともに」、先ほど御
答弁いただきましたが、3つの方針で教育に取り組むとされていますが、実際、学
校現場では具体的に取組をどのように行うのか、お伺いいたします。

○議長（三苦 誠） 教育長。

○教育長（江嶋久典） 現在、市教委として小中学校に示しております日田市学校教育
の重点方針というのがございますが、これには「学びに向かう学校づくり」と「安
心なくらしのある学校づくり」を学校づくりの両輪としてその実現に向けては人との
関わりや体験活動を通して学ぶ機会の充実を図ることとしておるところございま
す。したがって、「学びを変える」「学校を安全で、安心な場所に」「ひ
た」の子どもの地域とともに」という新しい大綱で示された3つの方針とこれまで
学校教育が大切にしてきた視点は共通しているものと考えております。

今後、本教育大綱を基に日田市全体で取り組む内容や目指す方向性については学
校と共有してまいります。学校現場での具体的な取組につきましては学校や児童
生徒の実態、地域の実情等を踏まえて3つの方針の実現に向けた取組となるよう学
校現場の教職員を指導、助言、また支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（三苦 誠） 8番 中島議員。

○8番（中島章二） 今回「画一的な「そろえる教育」から一人ひとりの特性を活かし
た「伸ばす教育」という文言がございます。こちら、これまでの教育は画一的な
ものであったのかなという。それを「そろえる教育」と表現してこれからは一人ひ
とりを伸ばしていこうという教育に転換していくという大きな転換ではないかと感
じているところでございます。

文科省のほうの動きもあるのかと知っているところでございますが、実際、この
そろえる教育から伸ばす教育へ学校現場ではどのような考え方で取り組んでいくの
か、お伺いいたします。

○議長（三苦 誠） 教育長。

○教育長（江嶋久典） 先ほども御答弁の中で申し上げたところではございますけれど
も、この伸ばす教育に取り組んでいくために端的に申し上げますと目指す学びの姿
として大切なのはこれから個別最適な学びと協働的な学びを一層推進していくこと

というふうを考えております。同じペースで同じことを同じ方法でというこれまでの一斉学習だけではなくということによって捉えているところでございます。

以上でございます。

○議長（三苦 誠） 8番 中島議員。

○8番（中島章二） 私もいろいろ調べたところ加賀市のほうでそろえる教育から伸ばす教育ということで先進的に取組をされているということで、ちょっと事例を見ると非常に授業の形態が大きく変わってきているのかなというところを感じたので先生方のこれからの授業の進め方も大きく変わっていくのではないかとこのところを懸念しているところです。こういったところでこの伸ばす教育への転換ということをして学校現場にもしっかりと周知していただいて先生方と一緒に子供たちのこれからのために教育現場をつくり上げていただきたいと思いますというところでございます。よろしく願いいたします。

それでは、次はこちらの特別な支援の関係で再質問させていただきます。

こちらについて、不登校についての相談についてですが、新設されることも総合部ではどのように対応していくのか、課題発見、相談受付から、実際、部内ではどのような対応、協議体制と支援までつなげていくのか、具体的にお答えください。

○議長（三苦 誠） 教育次長。

○教育次長（衣笠雄司） 私のほうから御答弁させていただきたいと思っております。

不登校につきましては複雑で複合的な要因があると考えられますことから教育的な視点に加えましてより福祉的な支援を持った対応をしていくことが求められていると認識いたしております。そのため、不登校に関する相談は、今後、こども総合部で本人の困りや家庭の困りなどを包括的に受け止めた上で、こども総合部内で支援の組立てを考え、支援の役割分担を行うこととなります。

これまで不登校支援につきましては学校現場、教育委員会が中心に行われてきたところでございますけれども、今後は司令塔となりますこども部の方針を受けて教育と福祉が一体となって総合的な支援を行うということで不登校の子供に対するより効果的な支援につながっていくものというふうを考えております。

また、こども総合部につきましては相談支援につなぐだけではなく福祉保健部長のほうからもありましたようにその後の進捗管理等も共有することで伴走支援も行うこととしておりますので引き続き支援を行っていく体制ができるものと考えております。

また、加えまして先ほどからあります学校現場へのこども総合部の職員の訪問ということでございますけれども、このことによりまして学校現場でのこれまで拾いにくかった困り事等も拾えるような体制づくりを行っていくと思っております。そ

のためには学校現場もこれまでの視点と違う視点を持つ必要がある。そういった意味で学校現場にもそういった受け入れる体制をつくっていく必要があると考えているところでございます。

以上でございます。

